

大阪広域水道企業団処務規程及び大阪広域水道企業団の職
の設置に関する規程の一部を改正する規程のあらまし

- 1 岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市との水道事業の統合に伴い、企業団にそれぞれの区域の水道事業を行う水道センターを置きます。
- 2 太子水道センター、河南水道センター及び千早赤阪水道センターの統合に伴い、南河内地域水道センターを置きます。
- 3 水道センターに置く職を定めます。
- 4 この規程は、令和7年4月1日から施行します。